

平成28年度第5回
香川支部評議会
資料1

平成29年度保険料率について

平成29年3月22日



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

平成29年度 保険料率の決定について

1.都道府県単位保険料率

北海道	10.22%	滋賀県	9.92%
青森県	9.96%	京都府	9.99%
岩手県	9.82%	大阪府	10.13%
宮城県	9.97%	兵庫県	10.06%
秋田県	10.16%	奈良県	10.00%
山形県	9.99%	和歌山県	10.06%
福島県	9.85%	鳥取県	9.99%
茨城県	9.89%	島根県	10.10%
栃木県	9.94%	岡山県	10.15%
群馬県	9.93%	広島県	10.04%
埼玉県	9.87%	山口県	10.11%
千葉県	9.89%	徳島県	10.18%
東京都	9.91%	香川県	10.24%
神奈川県	9.93%	愛媛県	10.11%
新潟県	9.69%	高知県	10.18%
富山県	9.80%	福岡県	10.19%
石川県	10.02%	佐賀県	10.47%
福井県	9.99%	長崎県	10.22%
山梨県	10.04%	熊本県	10.14%
長野県	9.76%	大分県	10.17%
岐阜県	9.95%	宮崎県	9.97%
静岡県	9.81%	鹿児島県	10.13%
愛知県	9.92%	沖縄県	9.95%
三重県	9.92%		

2.介護保険料率

全国一律	1.65%
------	-------

3.適用時期

- ①平成29年3月分(4月納付分)の保険料額より適用
- ②任意継続被保険者にあつては、同年4月分より適用

平成29年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見（概要）

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	18支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(24支部中 3支部) (20支部中 14支部) (3支部中 1支部)
● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	17支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(24支部中 11支部) (20支部中 4支部) (3支部中 2支部)
● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部	7支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(24支部中 7支部) (20支部中 0支部) (3支部中 0支部)
● 当該支部の保険料率について記載はないが、平均保険料率10%を維持することや、激変緩和率を5.8/10とすることについて『反対』とする趣旨の記載がある支部	5支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(24支部中 3支部) (20支部中 2支部) (3支部中 0支部)

平成29年度 都道府県単位保険料率の変更についての香川支部長意見

1.都道府県単位保険料率について

「平均保険料率10%を維持」すべきと考えます。

健康保険制度は、突然の病気やケガに対しても医療費を気にすることなく、安心して治療を行うことができる大変重要な社会保障制度であります。

しかし、現在の健康保険制度を取り巻く環境は非常に厳しく、特に高齢者医療関係への拠出金の増加は、健康保険制度そのものを揺るがしかねない、大変大きな問題であります。

また、近年の、医療費と賃金の伸びを比べると、明らかに医療費が賃金を上回っており、今後の医療の高度化や高額薬剤の開発など考えると、この赤字構造はこれからも続くと思われされます。

今は、準備金が積み上がっている状況にはありますが、このような構造的問題が続く限り、近い将来、必ず保険料率を大幅に上げざるを得ない事態になることが十分予想され、負担の限度を超えてしまう恐れがあります。

さらに、今後の経済状況についても、不確定要素が多いことなどを考慮すると、準備金は、保険料率を少しでも長く安定させるための原資として使うべきと考えます。

2. 激減緩和措置について

激減緩和措置は「緩やかに拡大」すべきと考えます。

香川県の経済状況は、中央と比べてまだまだ低迷しており、協会けんぽの加入者をはじめ、多くの県民が大変苦勞しています。

また、保険料率の元になります都道府県別の医療費は、医療費を負担する保険者サイドの問題と言うよりは、長年地域で蓄積されてきた病床数、医師数など医療供給体制の影響が大きいと考えられます。

このため、事業主や被保険者への保険料負担増大の影響は、出来るだけ少なくすべきと考えており、激減緩和措置は緩やかに拡大すべきと考えております。

3. 保険料率の改定時期について

平成29年4月納付分からで問題ないと考えています。

香川支部の場合は、保険料率が大幅に上がることから、少しでも早い広報をお願いします。

4.高齡者医療保険制度について

協会けんぽの支出は、高齡者医療費関係に、約4割が拠出されており、今後の高齡化の状況を考えると、拠出金は減ることはなく、ますます増加するものと予想されます。

この負担の在り方を現行制度のまま放置していると、近い将来保険料率の大幅なアップは避けられず、保険料が払えない事業所や被保険者が増加し、やがて健康保険制度の崩壊へとつながるのではないかと、大変危惧しています。

現在の高齡者医療制度は、現役世代に過度の負担を強いることになっており、加入者に納得して、保険料を負担いただくためには、公平な費用負担を図る観点からの意見を今後も継続して発信すべきと考えています。

以上

平成29年度 保険料率改定にかかる広報について

広報誌の掲載依頼について

広報誌掲載依頼団体	掲載依頼号
高松市役所	3月号
香川県商工会議所連合会	3月号
香川県商工会連合会	3月号
香川県中小企業団体中央会	3月号

料率改定にかかるリーフレット等の配布依頼について

料率改定にかかるリーフレット等の配布依頼団体

日本年金機構 各年金事務所	香川県社会保険労務士会
香川県、県内各市町	香川県社会保険協会
香川県商工会議所連合会(各商工会議所)	香川県国民健康保険団体連合会
香川県商工会連合会(各商工会)	健康保険組合連合会香川連合会
香川県中小企業団体中央会	社会保険診療報酬支払基金香川支部
香川県法人会連合会	